

平成24年度西原町予算編成方針

平成23年11月

国の予算編成

国は、平成24年度予算の編成に先立って、「震災」、「世界的な金融経済危機」、そして、「財政」といった現下の諸課題の解決に向けた取組を両立させるため、復旧・復興対策について財源を確保し、多年度で収入と支出を完結させる枠組みを定めることを通じ別途管理での対応を可能とする、平成24年度から平成26年度を対象とした「中期財政フレーム」を策定（平成23年8月12日閣議決定）した。

平成23年9月20日に閣議決定した平成24年度予算の概算要求組替え基準では、平成24年度予算の概算要求を行うに当たっては、「中期財政フレーム」で定めた国債費等を除いた「歳出の大枠」（約71兆円）を堅持することとし、ムダづかいの根絶や不要不急な事務事業の徹底的な見直しを通じた歳出全般にわたる改革に全力を挙げ、それにより確保された財源を用いて、我が国経済社会の再生に向けて効果の高い施策に予算を重点配分する取組（「日本再生重点化措置」）を実施する重点的、戦略的な予算編成を行うとしている。

このような中、本県の振興予算の関連では、「新たな沖縄振興政策」が日本再生重点化措置の対象とされたほか、「沖縄振興予算については、一括交付金に関する地元の要望を十分に踏まえ、予算編成過程で検討する」とされたところである。

地方財政の状況

地方財政については、平成24年度地方財政収支の仮試算（総務省）において、歳入歳出総額81.9兆円（前年度比0.7%減）が示されている。

歳入のうち、地方税は1.5%増、地方交付税は1.6%減、交付税の不足分を補う臨時財政対策債は7.8%増となっている。

歳出では、給与関係経費0.7%減、投資的経費は2.6%減、社会保障費の自然増等による一般行政経費0.2%増が見込まれている。

現下の地方財政は、社会保障関係経費が大幅に自然増になることや公債費が依然高水準であること等により、経費全体について徹底した節減合理化に努めてもなお、巨額の財源不足額が生じ、大幅な財源不足額が常態化している状況にある。

また、数次の景気対策による公共事業の追加や減税の実施等を借入金により対応してきたため、平成23年度末における借入金残高が約200兆円と見込まれており、今後、その元利償還が財政を圧迫する要因となることなどから構造的にみて極めて厳しい状況にある。

さらに、今後、本格化する東日本大震災の復旧・復興対策は、地方財政にも何らかの影響を及ぼすことも懸念される所である。

一方、国・地方を通じた厳しい財政状況の中、地方公共団体には、少子高齢化に対応した地域福祉の充実等、多様化した財政需要に適切に対応することが求められている。

このような状況の下で、地方公共団体が、国民の要請に応じてその役割を適切に果たしていくためには、徹底した行財政改革に取り組み、財政体質の健全化の確保に留意しつつ、地方公共団体の創造性・自主性を高め、活力ある地方を創るための施策の展開が可能となるよう地方税財源の充実確保を図る必要がある。

本町の財政状況

平成22年度決算における歳入の状況は、地方税が前年度比1.6%増の32億2千万円で、徴収率も93.9%（前年度92.3%）と毎年伸びてきている。しかし、依然として地方交付税や国庫補助金、地方債等の依存財源が59%（前年度60%）を占め、国の施策に大きく影響を受ける歳入構造となっている。

歳出では、扶助費や公債費といった義務的経費が増加しており、経常収支比率は昨年より下がったものの84.6%（前年度88.5%）と依然として高い数値を示している。（町村では70%程度が妥当だと言われている）

基金については、平成22年度末残高で15億8千万円（前年度末18億円）となった。前年度より減額となった理由としては、庁舎等複合施設建設事業執行に伴う庁舎建設基金、新設学校用地等土地開発基金の取り崩しによるもの、また財政調整基金については、積立ても行ったが、取り崩しが多かったことにより、残高が6億6千万円（前年度7億3千万円）という状況である。

地方債残高は、平成22年度末で一般会計106億円（前年度末103億円）、特別会計を含めた町全体では148億円（前年度144億円）と増加傾向にある。

※ 税源移譲後は、町税の徴収状況が今後の収入に大きく影響されることとなる。平成19年度決算においての徴収率は90%、平成20年度の徴収率は91.2%、平成21年度は92.3%、平成22年度は93.9%と着実に伸びており、自主財源の確保という点で、その貢献度は大きいものがあった。

平成24年度の収支見通し

歳入では、町税において、税務課収入見込試算表により約8千3百万円増（2.5%※）で設定した。

地方交付税は、総務省の9月仮試算を反映させ、約3千2百万円減（△1.6%※）で設定した。

地方債は、総務省の9月仮試算を反映させ、臨時財政対策債を約4千万円増（7.8%※）で見込んでいる。

歳出では、引き続き、扶助費や人件費など義務的経費の伸びが見込まれ、平成24年度においても、多額の収支不足になることが懸念される。

また、平成24年度以降も、庁舎建設（総事業費37億円）や西地区区画整理事業（総事業費103億円）など多額の経費を要する事業が進む中、一般会計から国民健康保険特別会計への基準外繰出しによる補填等の課題もあり、今後も厳しい財政運営は続くものと予想される。

※ 平成23年度2号補正予算との比較

予算編成にあたっての留意事項

このような現状を踏まえ、まちの将来像『文教のまち 西原』実現のため、また、町民のみなさまが西原町に住んで良かったと実感できるまちづくりをするため、職員一人ひとりが課題に向き合い、知恵と工夫を凝らし、一層の住民サービスの向上が図れるよう平成24年度の予算編成をお願いします。なお、下記事項に留意の上、編成に臨まれない。

- 1 見積りに当たっては、平成22年度決算内容の分析及び平成23年度事業執行状況を十分検証し、「歳入は少なめ」「歳出は多めに」のような要求を行うことなく、真に必要な通年の経費を見積もること。年度途中の補正は、災害の発生や制度改正など当初予算編成時に予見できないもので、真に緊急やむを得ないものに限られるので留意すること。
- 2 厳しい財政状況を念頭に置き、新たな財源の確保に努めるとともに、内部経費等の徹底的な見直しによる思い切った歳出削減に努めること。
- 3 懸案の事業など特に問題を含んでいるもの又は複数の課に係る事業などについては、事前に関係機関又は関係課との協議をしておくこと。
- 4 要求に当たっては、事務事業評価の結果に基づき、当該事務事業ヒアリングで確認した内容、検討課題等をふまえ、下記及び当初予算要求基準（別紙1）に基づき反映すること。また、課内でのヒアリングを確実に実施し、要求時における積算資料とともに、課内ヒアリング調書（別紙2）も提出すること。

1) 財源の確保

- ・ 保育料については、国基準とのかい離が大きい階層について他市町村の状況を調査し、見直す方向で予算に反映させること。
- ・ 町有地の売却について、更に推進していくこと。
- ・ 平成22年度の町税、学校給食費、保育料等の収入未済額が3億1,500万円という現状を踏まえ、徴収体制の更なる創意工夫を図ること。

2) 人件費の要求基準

- ・ 職員給与については、平成23年11月1日現在における現員を計上すること。
- ・ 時間外勤務手当は、平成23年11月1日現在における予算現額以下を計上すること。

3) 経常的経費の要求基準

- ・ 報酬、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金補助及び交付金等の経常的経費は、平成23年度当初予算計上額以下で要求すること。

4) 投資的経費（補助・単独）の要求基準

- ・ 事務事業表に基づき計上すること。単独事業については、優先順位をつけ調整できるようにしておくこと。

5) 廃止及び見直し検討と確認した事務事業

- ・ 原則として、事務事業評価の結果、「廃止・休止」と確認した事務事業については、予算計上しないこと。また、「縮小・見直し」となった事務事業についても、当該縮小、見直しを行い予算に反映させること。

6) 負担金補助及び交付金の見直し

- ・ 負担金等は、町村会等の決定通知に基づき計上すること。
- ・ 各種団体補助金については、「西原町補助金の交付に関する規則」の交付基準に基づき計上すること。

5 財務会計システム入力時には、財務会計システム入力における留意事項（別紙3）を参照すること。

6 特別会計及び公営企業会計については、一般会計に準じて編成すること。また、平成20年度決算分から地方公共団体の財政の健全化に関する法律が完全適用されていることから、これまで以上に財政の健全化に向け努力すること。

7 予算要求及び根拠資料提出期限は、平成23年12月2日（金）までとする。

※但し、給与費資料作成が遅れた場合は、期限を延期する。（延期日数は後日連絡）